

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご入居者の要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

1.介護福祉施設サービスの利用料金（自己負担1割）

介護度 基本単位	負担段階	利用料金①（円）	居住費②（円）	食費③（円）	日額（円） ①+②+③	月額（円） （30日分として）
要介護1 652	第1段階	652	820	300	1,772	53,160
	第2段階		820	390	1,862	55,860
	第3段階①		1,310	650	2,612	78,360
	第3段階②		1,310	1360	3,322	99,660
	第4段階		2,070	1,575	4,297	128,910
要介護2 720	第1段階	720	820	300	1,840	55,200
	第2段階		820	390	1,930	57,900
	第3段階①		1,310	650	2,680	80,400
	第3段階②		1,310	1360	3,390	101,700
	第4段階		2,070	1,575	4,365	130,950
要介護3 793	第1段階	793	820	300	1,913	57,390
	第2段階		820	390	2,003	60,090
	第3段階①		1,310	650	2,753	82,590
	第3段階②		1,310	1360	3,463	103,890
	第4段階		2,070	1,575	4,438	133,140
要介護4 862	第1段階	862	820	300	1,982	59,460
	第2段階		820	390	2,072	62,160
	第3段階①		1,310	650	2,822	84,660
	第3段階②		1,310	1360	3,532	105,960
	第4段階		2,070	1,575	4,507	135,210
要介護5 929	第1段階	929	820	300	2,049	61,470
	第2段階		820	390	2,139	64,170
	第3段階①		1,310	650	2,889	86,670
	第3段階②		1,310	1360	3,599	107,970
	第4段階		2,070	1,575	4,574	137,220

2.介護福祉施設サービスの利用料金（自己負担2割）

介護度	基本単位	利用料金①（円）	居住費②（円）	食費③（円）	日額（円） ①+②+③	月額（円） （30日分として）
要介護1	652単位	1,304	2,070	1,575	4,949	148,470
要介護2	720単位	1,440			5,085	152,550
要介護3	793単位	1,586			5,231	156,930
要介護4	862単位	1,724			5,369	161,070
要介護5	929単位	1,858			5,503	165,090

3.介護福祉施設サービスの利用料金（自己負担3割）

介護度	基本単位	利用料金①（円）	居住費②（円）	食費③（円）	日額（円） ①+②+③	月額（円） （30日分として）
要介護1	652単位	1,956	2,070	1,575	5,601	168,030
要介護2	720単位	2,160			5,805	174,150
要介護3	793単位	2,379			6,024	180,720
要介護4	862単位	2,586			6,231	186,930
要介護5	929単位	2,787			6,432	192,960

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・1ヶ月あたりの

総単位数にサービス別加算率（12.6%）を乗じて単価を常した1割または2割または3割負担。

（月額に上乘せとなります）

4.加算料金①（体制がとれている場合、原則全員対象の加算）

加算種類	1 割負担	2 割負担	3 割負担	加算内容
	(円)			
日常生活継続支援加算（Ⅱ）（46単位）	46/日	92/日	138/日	重度の利用者が一定割合以上
看護体制加算（Ⅰ）□（4単位）	4/日	8/日	12/日	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算（Ⅱ）□（8単位）	8/日	16/日	24/日	常勤看護師換算で4名以上、24時間連絡可能体制。
個別機能訓練加算（Ⅰ）（12単位）	12/日	24/日	36/日	機能訓練指導員による機能維持等の訓練。
個別機能訓練加算（Ⅱ）（20単位）	20/月	40/月	60/月	厚労省に情報活用を行う。
夜勤職員配置加算Ⅱ（18単位）	18/日	36/日	54/日	夜勤帯の平均職員数が配置基準数の1人以上配置
栄養マネジメント強化加算（11単位）	11/日	22/日	33/日	管理栄養士を2名以上配置

5.加算料金②（該当する場合に加算）

加算種類	1 割負担	2 割負担	3 割負担	加算内容
	(円)			
初期加算（30単位）	30/日	60/日	90/日	入所後30日に限り加算。入所後、30日以上入院をされ再入所された場合も同様。
入院・外泊時加算（246単位）	246/日	492/日	738/日	入院・外泊時、利用者様のお部屋を確保しておくための加算。入院・外泊後6日間が対象。 (月をまたぐ場合は12日)
療養食加算（6単位）	6/回	12/回	18/回	医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供。 (1日3回)
若年性認知症入所者受入加算（120単位）	120/日	240/日	360/日	65歳未満の認知症の方に適正なサービス提供を行った場合。
経口移行加算（28単位）	28/日	56/日	84/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に180日を限度に加算。
経口維持加算（Ⅰ）（400単位）	400/月	800/月	1200/月	著しい誤嚥が認められる方を対象（原則6ヶ月まで）
経口維持加算（Ⅱ）（100単位）	100/月	200/月	300/月	誤嚥が認められる方を対象（原則6ヶ月まで）
口腔衛生管理加算（Ⅱ）（110単位）	110/月	220/月	330/月	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上実施した場合かつ厚労省に報告を行う
ADL維持等加算（Ⅰ）（30単位）	30/月	60/月	90/月	定期的にADLを評価し、厚労省に情報提供を行った場合施設全体で一定の基準以上であった場合
ADL維持等加算（Ⅱ）（60単位）	60/月	120/月	180/月	定期的にADLを評価し、厚労省に情報提供を行った場合施設全体でⅠ以上の基準であった場合であった場合
自立支援促進加算（300単位）	300/月	600/月	900/月	医師の医学的評価を元に計画を作成し取り組んだ場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（3単位）	3/月	6/月	9/月	褥瘡発生リスクについて評価を行い、リスクが高い方に対して計画書を作成した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（13単位）	13/月	26/月	29/月	（Ⅰ）を実施した上で、褥瘡が発生していない場合
排せつ支援加算（Ⅰ）（10単位）	10/月	20/月	30/月	排せつに関する支援計画を作成、実施した場合
排せつ支援加算（Ⅱ）（15単位）	15/月	30/月	45/月	計画の元、悪化なしまたは改善がみられた場合
排せつ支援加算（Ⅲ）（20単位）	20/月	40/月	60/月	計画の元、悪化なしかつ改善がみられた場合
安全対策体制加算（20単位）	20	40	60	入所時に1回のみ
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40単位）	40/月	80/月	120/月	厚労省に基本データを提出
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（50単位）	50/月	100/月	150/月	厚労省に基本データを提出（疾病等）
認知症行動・心理症状緊急対応加算（200単位）	200/日	400/日	600/日	医師により認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難であり緊急入所が必要と判断され入所。（7日を限度）
退所前訪問相談援助加算（460単位）	460/回	920/回	1380/回	入所中1回又は2回。
退所後訪問相談援助加算（460単位）	460/回	920/回	1380/回	退所後1回を限度。

退所時相談援助加算（400単位）		400/回	800/回	1200/回	退所後の相談援助を行い、必要な情報を提供した場合
退所前連携加算（500単位）		500/回	1000/回	1500/回	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。（1回を限度）
看取り介護加算（I）	死亡日以前31日以上45日以下 （72単位）	72/日	144/日	216/日	医師により回復の見込みがないと判断され、入所者又はご家族が看取りを希望された場合。当施設、病院又は居宅にて亡くなられた場合、死亡日以前45日を上限として加算。 ※看取り介護開始後、病院・居宅で亡くなられた場合は、当施設を退所された日までの加算を請求させていただきます。死亡日が、退所日から月をまたぐ場合、ご請求が一月遅れます
	死亡日以前4日以上30日以下 （144単位）	144/日	288/日	432/日	
	死亡日の前日及び前々日 （680単位）	680/日	1360/日	2040/日	
	死亡日 （1280単位）	1280/日	2560/日	3840/日	

※その他の加算は、体制が整い次第算定させて頂く場合がございます。